

（仮称）津市公契約条例制定の考え方について

1 概要

(1) 経緯

本市における近年の入札の傾向として、土木工事等の建設工事については、事業者間の競争が厳しい状況にあります。元請、下請、再下請業者から成る建設工事の契約においては、一般に下請の重層化が増加するにつれて、現場の最前線で工事を支えている労働者の賃金水準や労働環境が不透明になりがちであり、この厳しい競争による労働者への賃金や労働環境への影響が懸念されます。

また、業務委託についても、人的経費の占める割合が高い清掃等の一部の業務委託に限っては、落札価格の下落傾向が見受けられるなど、人的経費への影響も危惧されます。

このような中、労働者の適正な賃金や労働環境の確保については、本来国が関係法を整備し、雇用者自らが必要な措置を講じるべきものと考えますが、これら事業者間の競争激化は、公共事業に従事する労働者の雇用不安や賃金、労働環境の悪化につながる要素を多分に含んでおり、このことが労働意欲を喪失させ、また労働力の確保を困難にするおそれがあり、ひいては公共事業や公共サービスの質の低下、地域産業の衰退につながりかねません。

このため、本市では公共事業の発注者として、入札の競争激化が労働者へのしわ寄せにつながるおそれを懸念し、またこれを見過ごすことなく、労働者の労働環境の悪化に対する迅速な対応と未然防止を図り、適正かつよりよい労働者の労働環境の確保等のため、公契約条例を制定しようとするものです。

(2) 基本方針

- ア 労働者の適正な労働環境の確保
- イ 品質及び適正な履行の確保
- ウ 公正性、透明性及び競争性の確保
- エ 談合その他の不正行為の排除
- オ 地域経済の振興及び地域社会の発展の推進

(3) 目的

地域を支える公共事業に従事する労働者の適正な労働環境を確保し、より良質な社会資本の整備や公共サービスの提供につなげるとともに、健全で安定した地域経済の発展を推進することにより、市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とします。

(4) 対象

ア 条例の対象となる契約（公契約）

市（市長又は公営企業管理者）が締結する契約とします。

イ 条例の対象となる労働者

公契約に係る建設工事等に従事し、労働基準法第9条に規定する事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者（正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者等）とします。

ウ 条例の対象となる事業者

公契約を契約締結する全ての事業者（下請等を含みます。）を対象とします。

2 ポイント

(1) 公共調達の基本方針の明確化及び推進

発注者（津市）及び受注者（事業者）の責務等を定め、これを明確にし、双方が協働して必要な施策を積極的に推進することにより、本市発注の公共事業に従事する労働者の適正な労働環境の確保等を目指します。また、市の公共調達の基本方針を明確にし、積極的かつ多角的な施策推進を目指します。（1—参考2参照）

(2) 賃金条項（労働報酬下限額）

最低賃金以上の一定の賃金水準の支払を事業者に課す、いわゆる労働報酬下限額の制度の検討については、市の責務として条例に規定します。

その検討に当たっては、労働者の適正な労働環境の確保等のため有効に作用し、かつ、事業者等にとって過度な負担とならない方法であって、労使双方から理解される施策とするため、条例に一定の期限を設けた上で、この期間に十分な検証を行い、今後の経済情勢の変化等公共事業を取り巻く状況も踏まえた上で制度を定めます。

(3) 労働関係法令違反への対応

公契約のうち、建設工事及び人的経費の割合が高い業務委託の契約については、契約締結時に事業者は改めて労働関係法令等の遵守を誓約し、本

市は労働関係法令違反に対する通報制度の活用と指名停止措置等の抑止力を行使することにより、労働者の労働環境の悪化に対する迅速な対応と未然防止に努めます。また、運用に当たっては事業者の事務負担にも配慮した制度の構築を目指します。

ア 対象

(ア) 建設工事

(イ) 人的経費の割合が高い業務委託

- a 清掃業務
- b 人的警備業務
- c 施設の管理業務
- d 設備・機器の運転管理又は保守業務
- e 建設工事に付随する業務（設計、測量、地質調査等）
- f その他（a～eに準ずる人的経費の高い業務）

イ 特記仕様書による法令遵守等の誓約

- (ア) 事業者は、市と労働関係法令の遵守等、特記仕様書に記載された内容を誓約した上で公契約の契約を締結します。
- (イ) 事業者の労働関係法令違反等、公契約の誓約内容に違反するおそれがある情報を得た場合には、市は関係法令等調査票に基づき事実確認等を行います。

ウ 法令違反等に対する労働者からの申出規定

公共事業に従事する労働者の労働環境の向上には、賃金のみならずその他の労働条件についても整備がされなければなりません。このため、本市では、最低賃金法など社会的義務である労働関係法令の遵守の徹底を求め、労働者の労働環境全般にわたる向上を図るとともに、条例に労働者からの労働関係法令違反等に対する申出規定を設け、これにより労働者が不利益を被ることのないよう必要な措置を行います。

さらに、本市が違反情報を入手した場合には、労働基準監督署へ通報を行うなど、労働者の労働環境の悪化に対する迅速な対応を図ります。

エ ペナルティの強化

特記仕様書に記載された誓約内容に違反があった場合には、別途規定において通常の労働関係法令違反に対する指名停止措置よりも重い措置を講じることを規定することで、これまで以上に抑止力を働かせ、労働環境悪化に対する未然防止に努めます。

3 今後の対応

平成２９年８月に労働者、事業者団体等からの意見聴取等を行い、その意見等を踏まえ、同年１０月を目途に条例素案を作成し、併せてパブリックコメントによる意見募集を行います。その後、（仮称）津市公契約条例の制定についての議案を平成２９年第４回津市議会定例会へ提出する予定です。

津市及び事業者の責務等について

【津市の役割】	◎ 責務 ○ 努力義務	【事業者の役割】
公共調達の基本方針を明確にし、積極的に推進します。 1◎ 労働報酬下限額の制度の検討 2◎ 労働者の労働環境の確保 入札参加資格の活用、労働環境の評価 3◎ 不良不適格業者の排除 指名停止措置の活用強化、関係機関への情報提供、完了検査の強化、暴力団等排除措置、事業所実態調査 4◎ 契約内容を踏まえた発注・契約方法の活用 プロポーザル方式、総合評価落札方式等の活用 5◎ 価格、品質、履行期間等の契約条件の適切な設定 (1) 適正発注 適正価格の把握、最新単価の使用、歩切の排除、適正な工（納）期設定、随意契約の適正運用 (2) 品質確保 最低制限価格制度、最低入札価格調査制度等のダンピング対策の推進、総合評価落札方式等の活用 6◎ 予算の適正かつ効率的な執行 効率的な工法等の採用、発注方法の検討、競争性確保 7○ 市内業者及び市内産資材等の積極的活用 発注仕様書等への記載、総合評価落札方式等の加点、入札参加要件の設定、分離及び分割発注の推進、市内本店業者への優先発注による受注機会の確保	発注者・受注者の協働による目的達成	労働関係法令の遵守を誓約し、市の調査等に協力します。 1◎ 関係法令等の遵守 建設業法、独占禁止法等の遵守 2◎ 労働者の適正な賃金や安定した雇用環境の確保 最低賃金法、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法等の遵守、労働者の社会保険、労働保険等の加入の推進 3○ 地域貢献及び地域雇用の推進 市内業者、市内産資材等の活用、地域防災、雪氷対策等の地域貢献、地元雇用及び若年層の雇用推進、継続雇用の推進 4◎ 下請け等と対等な立場における契約 対等な労使及び下請関係の構築、不利益な取扱いの禁止 5◎ 適正な積算根拠に基づく提示価格の算出 6◎ 適正な履行体制の確保 現場代理人の常駐、主任（監理）技術者の適正配置 7◎ 市が求める報告その他調査への協力 事業所実態調査、実績調査、事情聴取等への協力